

第五回 參議院大藏委員會會議錄第三号

昭和二十四年三月二十五日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案(内閣送付)

○日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○派遣議員の報告

午後一時三十八分開會

○委員長(櫻内辰郎君) これより大藏委員會を開会いたします。本日の議題は、産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案、日本專賣公社法の一部を改正する法律案、共に予備審査であります。で、この二つの法案の審議の後において、過般九州に出張して頂きました税務に関する一般調査の派遣議員の報告を願います。川上嘉委員より願うことになつております。最初に産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案の政府よりの提案理由の御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 只今議題となりました「産業設備當團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案」について、提案理由を説明いたします。

産業設備當團につきましては、産業設備當團法第三十九條の規定に基づきまして、これまで政府は「予算外國庫ノ負担トナルベキ契約ニ關スル件」によりまして、昭和十六年度から昭和二十一年度までに同當團が受けた業務上の損失を、約二十四億圓を限度とし

第七部

參議院大藏委員會會議錄第三号 昭和二十四年三月二十五日【參議院】

て補償する旨の契約をして参り、この補償契約に従ひまして、毎年度同當團に對して、補償を実施して来たのであります。その後同當團は昭和二十一年末に閉鎖機關に指定されましたが、その特殊清算は意のごとく進行せず、このために政府が只今申上げました契約金額の中約十三億圓を補償しただけで補償契約期限を超過してしまつたのであります。ところが實際にはこの契約期限の経過後におきましても同當團は相當の損失を生じておりまして、これが延いては特殊清算の上に支障を來たしますと共に同當團の債権者である金融機關、企業等の再建整備を阻害することが予想されますので、この際政府におきましては同當團が昭和二十二年及び昭和二十三年度において受けた損失を只今申上げました契約金額二十四億圓と補償実施金額十三億圓の差額である十一億圓を限度として補償することにしますと共に、この損失の範圍及び損失金額につきましては從來の産業設備當團損失審査會が決定することとしたのであります。

次に只今申上げました補償債務の決済につきましては、この法律案の第二條に規定してありますような條件の國債証券を交付することとしたのであります。尚只今申上げました産業設備當團の損失補償を國債証券の交付により決済することに関連いたしまして、この法律案の第三條におきまして戦時補償特別措置法第六十條の規定に基づく政府の地方公共団体又は特定機關に對する交付金約一億六千万圓及び國

民更生金庫の發行に掛かる更生債券に對する政府の補償債務約三億四千万圓とを只今申上げましたと同じ條件の國債証券の交付によりまして決済することにしたのであります。以上がこの法律案を提出いたしました理由並びに本法律案の概要であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望する次第であります。

只今提案理由を説明いたしましたにつきましてに少し不十分の点もあると思ひますので、前からの経過なり、金庫並びに當團の現狀等につきまして詳しく詳細に説明員より説明をさせていただきますと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) それではちよつと速記を止めて。

午後一時四十分速記中止

午後二時六分速記開始

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さい。

御質問がありましたら御質問を願ひたいと思ひます。

○中西功君 ここに「契約の期限経過後」――経過してしまつたと書いてありますが、これは契約期限はいつだったのですか。

○説明員(神代護忠君) 二十一年度でございます。

○中西功君 二十一年度ですね。

○説明員(神代護忠君) はあ。

○中西功君 そうするとここで同當團が昭和二十二年、二十三年において受けたという損失を十一億と見算つたわけですね。

○説明員(神代護忠君) さようでございます。十一億と申しますものは限度でございますから、それだけ一応補償するということではございません、その限度は……。

○中西功君 それではちよつとよく分らないのですが、それは十六年度から二十一年度まで同當團が受けた業務上の損失を二十四億と見積つて、そのうち、今までに十三億を補償したわけですね。

○説明員(神代護忠君) はあ。

○中西功君 それで残りは一億十一億ということになるわけですね、これは明らかに十六年から二十一年までの損失ですね、ところがこちらでは二十二年及び二十三年度において受けた損失を今度補償するということになつて

いるわけなんです、で、一体これはいつの損失を補償するのか、これじやつくりしないのじやないかと思ひますがね。

○説明員(神代護忠君) お答え申し上げます。從來の補償契約と申しますものは、只今御質問がございましたように二十一年度までの損失を補償する、ところが先程御説明申上げましたように、若しこれを打切れば、確定評價で決めました二一％というものは確保できませんので、更に實質的にはその補償契約の期限を後二ヶ年間、二十三年度まで延期する、という、實質的にはそうなるわけでございます。ところが實際にその間の損失全部を補償いたしまつたということになりますれば、これは非常に大きなことになりますので、こ

れはその目安は一％を確保するといふところに重点を置きまして、前の補償契約のトータルでありました二十四億というものを頭に入れた上で、その差額までは一億補償しよう、その金額を限度として補償したらいだらう、そうすると一％というものは確保できると、若しこれが二十二年、二十三年の損失を全部補償するということになれば、もつと膨大な数字になりますし、尚且つ債権者の債権整理の基準になつておりました一％以上債権者に返さるということになるのであります。その必要はなからう、そう考えたわけでありまして。

○中西功君 まだどうもはつきりしないのですが、一遍ちよつと簡単に聞きますけれども、十六年から二十一年まで、同當團の受けた損失が、どんなふうなものであつて、更に次には契約期限経過後におきましても、同當團は相當の損失を受けておりましたことが書いてありますが、二十一年以降二十三年までは、どんな損失を受けたか、それをも少し御説明して頂きたいと思ひます。

○説明員(神代護忠君) 十六年から二十一年までの間は、これは二十四億の契約内におきまして、十七年においては約百万、十八年度においては五千三百万、十九年度においては三億四千万、二十年度においては二億七千八百万、二十一年度においては六億二千九百万、これが損失になつたのであります。それでこの額は産業設備當團法によつてできました、損失補償審査委員會に

よつて決定しました額でございます。それでこの以後更に閉鎖以後の損失と二十三年度までの損失は、どういふものかとの御質問でございました。思いますが、これは当時の損失補償契約書に基づきまして、大体次のようなものを損失にあげるといふことになっております。それは國家緊要産業の設備費渡しによる損失金、所有設備損害による損失金、船舶等賣渡による損失金、所有船舶の滅失、毀損等による損失金、その他業務上取得した債権の回収不能による損失金、これらのものが損失補償の対象になる項目でございます。それで二十三年度におきましても、これらの項目に該当する損失が出ておるわけでございます。これはこの法案が通過いたしましたれば、直ちに審査会に掛けまして、査定をいたしまして、審査会が決定をいたしましたれば、決定に基づきまして、その補償金額が決定するといふことになるわけでございますが、今の見通しをいたしましては、私共同に限度内で済むと考えております。

○中西功君 その損失の、大体その設備費の方の二十二年、二十三年ですか、二十一年を含めてその業務内容というものは公開されておるのですか。

○説明員(神代隆忠君) これは御承知のように、閉鎖機関に指定いたされましてからは、いわゆる特殊精算というものに入りまして、閉鎖機関整理委員会というものが、閉鎖機関令に基づきまして、その他一連の命令、或いは省令等によりまして、特殊精算をやっておりますので、業務そのものはやつておりません。それで、例えば資産を処分するとか、或いは債権を回収するとか

といったような上において、先程申し上げましたような項目に該当する場合には、それを損失として考えておるわけですか。

○中西功君 だから私は実質的にはつきり第一聞きたいのは、一体十六年度から二十一年度までの損失分の中、まだ未拂分をこで補償しようというのか、それとも実際に二十一年の期限が切れたあとの二十二年、二十三年分の損失分を補償しようとしておるのか、どちらなんですか。

○説明員(神代隆忠君) 只今御質問のありましたのは、そのあとの方の考えであります。

○中西功君 そうしますと、十六年から二十一年度まではこれでもう打ち切つた、そうして閉鎖機関になつたあとの損失を、この法案で補償するのだ、そういうふうな理解できるわけですか。

○説明員(神代隆忠君) そうでございます。

○中西功君 もう一遍聞きますが、閉鎖機関になつておつて、損失がこんなに沢山出たということは、私達非常に不思議だと思ひます。先程から言われたごとく、閉鎖機関中は業務しないわけ、いわゆる業務はしない、清算事務をするわけですが、それにしても余りにも酷い損失だと思ひます。これはもつと詳しく聞かなければならぬでしょうが、二十二年、二十三年、或いは二十一年の閉鎖機関中の整理状況を相当詳しく述べて貰わなければならぬと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕

○委員長(櫻内辰郎君) それでは速記を始めます。それでは本案については次回までに詳細な資料を提出して頂いて、御説明を伺うことにいたします。

それでは第二の、日本専賣公社法の一部を改正する法律案の御説明をお願いいたします。

○政府委員(田口政五郎君) 只今議題となりました日本専賣公社法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

日本専賣公社法は、第三回國會において可決せられ、本年四月一日より施行することになつておりますが、今回政府において決定いたしました、行政機構刷新、及び人員整理の方針と関連し、これが施行期日を本年六月一日に延期することとした次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 御質疑がございましたらばこの際にお願ひいたしましたと思ひます。

○油井賢太郎君 これは行政整理をするという建前で延期するということなら、行政整理をして、そのあとで引渡しをするというふうな解釈ができますが、どの程度の人員の整理を行うのですか、それと同時に専賣公社になつてからも、その人員のまま経営するといふことがはつきりと政府で以て監督できるのですか、その二点をお伺ひいたします。

○政府委員(原田富一君) 行政整理の方針はやはり一般の政府の行政整理の方針に従つて、専賣公社においてもやることになつておりますので……。

○政府委員(原田富一君) 実際のところ、これは一般行政官廳が三割、現業官廳が二割の方針でございます。専賣局で実際に一般行政官廳と同じような現業でないもの、ところは三割、現業のところには二割、ただそれには専賣局におきまして、製造工場を擴張をやつておりますから、事業分量の殖えた程度が増員というところは別個に一応考へられると思ひます。そういうことで今案を立てております。それで実際に整理をやりますのは、まだ一応六月一日にやるといふ方針のようでありまして、はつきりまだ確定しておるようには聞いておりませんが、實際問題として六月一日までに整理を終つて、公社になつてからやるのか、まだ確定はいたしておりません。とにかく方針としては、一般の政府の方針に基いて、整理をやることになつております。ただ先程も申し上げた通り、専賣局が工場の擴張によつて、實際に殖やさなければならぬ人員は事業分量に比べて……、そういうことも考えられております。又予算の点でまだ案は確定いたしておりませんが、そういうように進んでおります。引継いだあとの監督はやはり大蔵省でちゃんとやつて行くようになつております。

○中西功君 今日行政整理にしろ、御説明されたいろいろの刷新問題にしろ、公社にしては何故できないのか、公社にしてしまつて、その法律を發動して以後どうしてできないのか。

○政府委員(原田富一君) 公社にしては後で……、ただ行政機構の問題もありまして、大蔵省としての全体の機構の問題もありまして、専賣公

社になりまして大蔵省に或る程度の監督機關といふことがあるわけでありまして、そういうことに関連して一緒にやるということでありまして、公社になると政府の方針でできないといふことではないのであります。ただ一緒にやるということ……。

○中西功君 それは私はちよつとおかしいと思ひます。公社にした理由がどういふところにあつたか、勿論私は公社に賛成しなかつた、併しまあいろいろ合理的な理由を沢山述べられたと思うのであります。即ち今の専賣制より公社の方がいいんだといつてあの法案ができたわけですから、だからその法案が早く実施して、そうしてその法案に基いた理想的な経営、それからいろいろの整理をやればいいのであつて、これを六月一日に延ばさなければならぬ、同時に國鉄法案があると思ひますが、この二つを六月一日に延ばさなければならぬといふのは、私はどうも呑み込めないのです。これだけの理由じやないのだと思ひます。もつと外の理由があるからそれが延期されておるのじやないかと思ひます。吉田首相がはつきり言つておるじやないですか、この問題に關しては……意味がないと思ひます。わざ／＼延ばすという理由が……私はこれだけの理由だつたら後からでも十分できる筈のことなんですから、そのときになつて公社法を一部改正という必要があれば一部改正すればよろしい、そんなことは政府はいつだつてできる筈です。何でこんな緊急に迫つて来てやらなければならぬかという理由が全然呑み込めません、す、これだけじや……。本當のことを

言つて貰ふなければ……。

○政府委員(田口政五郎君) 中西君のおつしやること御尤もなんですが、事務的にはこれは私は別に六月まで延ばさなければならぬという事はなかりうと思つたんですが、これだけではない、先程お話になつたような鉄道の方もありますし、一貫した政策として一緒にスタートしようという意味で延ばしておるのですから、別に事務的に考えれば、この四月からやつて差支ないと思つますが、ただこれだけの事務的の問題でなく、全体の政府の政策に關連しました一連のこれが政策であるので、一緒に全部をスタートしたいという建前で、事務的にはおつしやる通りだと私は了解いたしております。

○中西功君 それならば私はやはりこゝういふふうな説明理由だけじゃなく、もつとそつういふふうに書いて貰ひたいと思つたのです。それについては、私はやはりこれは恐らく施政演説にも出るんだと思つたのですけれども、一度吉田首相に來て貰つてそつういふ政治的な事情をはつきり我々に述べて了解を得べきだと思つたのです。これじゃ全く事務的ですからね、私はもつと外に大きな問題があるから延びるのだと思つたのです。それならばその政策、或いは腹案について私は直接政府の責任者が一度、こゝへ來てはつきり述べられたいと思つたのです。相済みませんが、委員長にその措置をとつて貰ひたいと思つたのです。

○黒田英雄君 私は只今政府委員の御説明がありましたが、そつういふふうではないではないかといふように考へて、説明を伺つておつたのですが、只今中西委員からの御質問は、この事實

公社だけでなく、他のいろいろの、或いは鉄道の公社とか或いは公団とかいふものと全体に關連して何か政府は考へておるので一緒にやつたのではないかとこゝういふ意味のような御質問のようになつておる。政府の方でもこゝういふような答弁のうちに聞かされたのです、私も御質問を伺つて、これは專賣公社についてはそれらが違つておつて、ただ公社を作れば大蔵省の專賣局というものは廃止される、專賣局は廃止するが、併しながら專賣局の或るうちの仕事は大蔵省の方に残して公社を確立して行かなければならぬといふことが起つて來るので、そのあとに残すものが今度大蔵省の機構を改正するのに關連をして、どういふところにその機構を置くか、どういふ規模において置くかといふふうないろいろな点が大蔵省の機構改正といふものと併つて決まなければならないから、それがこゝ一ヶ月か二ヶ月を要するからそれが決まるまで延ばしたいといふ意味のようになつておつたのですが、そつうではないのですか。

○中西功君 それでも同じですよ、僕の言ふことは……。

○政府委員(原田富一君) 私先程中西さんに申上げたのは結局同じように考へてやはり一般の行政機構の刷新と關連してやるのは、やはり專賣公社と大蔵省の監督機關をどうするかといふことと關連いたしまして、やはり同じ趣旨で……。

○中西功君 それでもいいのです。いづれにしろそつういふ問題が現にある以上、そつういふことについても多少我々にはつきり政府の責任者が説明しなければいかんと思つたのです。(黒田英雄君

「意見ではないか」と述べ)意見じやない当り前のことです。

○政府委員(田口政五郎君) 中西君のおつしやるのは行政機構の改革なんかに關連してこれが遅れたのだ、それならそれで政府として、總理大臣として、そつういふことを根本的に機構改革が遅れたといふことを予め説明して、それからの中にそれに關連したことを出して來いと、こゝういふ御意見じやないですか、それはただ時間的に、事務的に申しまして、非常に遅れておりますから技術的にそれまで待てんで実は先に御先議を願ひ、そつういふ点をお含み願ひます。

○中西功君 そればかりでなく、私は吉田首相が今までやはりはつきりと言明したところには煙草の拂下問題とか、國鉄の一部を拂下げる問題とか、はつきり言つておるわけなんです。單に大蔵省の機構改革だけの問題でなくて、我々としては、この事實の問題についてはいろ／＼政府がどういふふうな考へを持つておるかといふことについては疑問を持つておる、若し吉田首相が新聞にそんなことを言わなければそのまま済むかも知れませんが、やはりこれは一応そつういふ問題に更に行政機構の改革刷新の問題と關連して、やはりそれを聞いた上ではないと、ただこゝういふふうに時間もせつば詰つていろ／＼用意ができせんからちよつと延ばして呉れといふだけでは済ませることができないのではないか、こゝういふわけなんです。

○油井賢太郎君 只今までの政府委員の御説明を聞くと、大蔵省の改革によつてどういふふうになるか分らないといふようなお話も承つたのですが、大

体これは第三回國會で以て專賣公社法といふものを決めて、四月一日から実行するとなつておる以上は、大蔵省の内閣でもそつういふふうになるといふことは十分審議が盡されて決定しておつたものと我々は思つておるのです。それが今になつて又変わるようなふうにも聞かえるのですが、そんなにぐらぐらするものでもないと思つたのです。こゝういふ点について又人員整理の点について、日本專賣公社に移つてしまつてから行政整理といふものには対象にならないといふような見地から、政府の手許にある中に行政整理をして、それで引渡すといふような考えなのか、その点がちよつと不審に思つたのです。例えば行政整理をしないで、日本公社にしてしまえば、そつうすれば政府の威令が行われんといふふうにも聞かえるのです。そつうなつた以上は、日本專賣公社といふものは今後どんなことをやつても政府の意向と違つたことをやつても、抑えることもできないといふふうにもなるのではないかと懸念される、それで特にこの点をお伺ひしたいわけなんです。この点に對して政府委員の御説明を承りたい。

○政府委員(原田富一君) 公社に關すること、或いは公社の内容がまだ変わるかも知れんといふふうな御質問のようになりましたが、その点はないのであります。公社のただ監督機關としてどういふ形のもの大蔵省に置くかといふ問題が公社とは別にあります。この問題が大蔵省の一般の機構改革と關連してやるという、そつういふことなんです。それから整理の点等につきまして、公社になつてしまえば監督ができないで、例えば整理の問題でも、政

府の方針通りできないのではないかとこゝういふ点につきましては、これはもうそつういふことではない、政府の方針に従つて今後必ず先でもやられるものと思つたのです。これは大蔵大臣の監督下に屬するものでもありますし、又公社の性質が非常に國家的の事業、國家的の性質を持つておりますので、これは十分大蔵大臣の監督通りにやれるものと思つております。

○油井賢太郎君 どうも大蔵省の内部の機構改革についてまだはつきりした、つまり見通しがなかつたという結論になるわけですね。

○政府委員(原田富一君) これは大蔵省の一般の機構改革に關連してやるというので、案としては大蔵省として考へておるのですが、これが一般の政府の行政機構の刷新を六月にやるということになつておるのですが、まだ政府として決定いたしてはおりん、案としては勿論考へております。

○委員(櫻内辰郎君) 如何でしようか、今日は予備審査でもありますので、まだ御質疑を願ひ機会があることと存じますから、この程度でこの案の質疑は次回に續行することにいたしまして、留保して置きます。

○中西功君 次回には私は一つ大蔵大臣が首相に來て貰つて、こゝでそつういふこれに關連した國稅問題について一応説明するように取計らつて頂きたいと思つたのです。

○委員長(櫻内辰郎君) 要求して置きます。次に派遣議員の御報告を願ひたいと思つたのです。川上嘉君。

○川上嘉君 九州班は波多野、伊藤両委員と私の三名でありましたが、視察の経過を簡単に御報告いたします。二

月二十五日から約二週間福岡財務局管内、熊本財務局管内を視察いたしました。九州地区の特殊な事情とか、又各税務署のそれ／＼の特別な事情について詳細に調査するといったような方法ではなく、租税制度の全般に互ひまゝして、限られた短期間で、一ヶ所でも多くの税務署を訪ねたり、又どんな小さな会合にも出席し、一人でも多くの納税者に接しまして、廣く資料を集めるという事に努力いたしましたのである。予定通りの効果を収めることのできなかつたことは誠に遺憾であります。公聴会は福岡、鹿児島で行い、尚税務署は福岡、熊本の両財務局を初めといたしまして、門司、小倉、八幡、福岡、博多、久留米、大牟田、鳥栖、佐賀、熊本、八代、鹿児島、加治木、伊集院、宮崎、都城の各税務署を訪ねました。公聴会には必ず税務署長とか、又各税務署の課長とか、或いは各係長に出席して貰つたのであります。先ず九州全般から見まして、確定決定の通知を発送したばかりのところでありまして、異議を申立てる者が役所に殺到しており、而も年度末を目前に控へまして、歴大な税収入目標達成に向ひまして、どこの税務署も猫の手も借りたといったような忙しさで、日曜も返上いたしました。家庭生活も顧みず暇もなく、連日超過勤務の悪戦苦闘を続けていたやうであります。この地方では、政府が心配してあるが、ごとき納税を阻害するような団体の反税活動は殆んどないといふことが出来ます。納税思想も決して低調ではなく、不利な條件といたしましては、全般的に見て納税能力が非常に潤滑しておるということが出来ます。尚税務の事務

が非常に煩雜多忙を極めておるにも拘わらず、人手が非常に不足しておるということがあります。全般的な見方は大体以上であります。次に具体的な問答は簡潔にいたしまして、納税者並びに第一線税務職員の声及び要望を要約して、もう少し詳しく報告いたしたいと思います。先ず納税者の側から申し上げますと、運用の面につきましては、税務職員が非常に不親切である。言葉も粗暴で、納税者を最初から罪人扱いするといったやうで、質が非常に低下しておるの非難が多い。次に実地調査が不十分、不徹底で、各種目間の権衡が不公平である。所得の実額捕捉が曖昧で、國稅の權威が失墜しつつあるとのことでもあります。正直者の申告も、不正直な者の申告も同じやうに取扱つておる。又納税者から提出するいろいろの資料にいたしましても同様な取扱をしておるから、この際是非とも正直な者と不正直な者とはつきり識別して貰いたいとのことでもあります。特に取引高税の更正決定のごときは、納税者を思想的にも非常に悪化しておるといったやうな現状であります。尚滞納者に対する差押え、公賣等に當つても納税者の苦境を汲み取つて、正直な者と不正直な者を見分けて貰いたい。

更に税法がある限り、封建的な税金の割合はあり得ないことでありまして、が、いふところの収入目標に相当無理があるのではないかと、非難が轟々としております。次に立法面につきましては、第一に税金の負担が非常に重く、政府は國民所得と税率の割合が英米に比較して非常に低いと發表しておるやうであるが、國民所得は仮想の数字であり、税金は実額であるから、ここに矛盾があり、無理がある、納税者に取つては死活の問題であるから、國民所得は科学的な根拠に基いて、できるだけ完全に近い正確なものを算出して貰いたいといふことを強く要望されております。次に吉田内閣は取引高税の撤廃、所得税の軽減といったやうな公約を是非とも履行して貰いたい。衆議院の議席も二百六十六人の絶対多数を占めているのであるから、是非とも公約を履行して貰いたい、國民は心から期待しているとのことでもあります。次に申告納税制度を再検討して貰いたいとのことでもあります。納税者は予定申告、修正申告、確定申告等、息つく暇もなく税務署への報告に追われており、又税務職員は更正決定、確定決定、これにそれ／＼伴う異議申立てなどの事務で、やが上にも事務が煩雜、多忙を極めております。年度末を目前に控へて確定決定の通知を受取るのであるから、納期が非常に短かく、而もこの間に一時に大金を納税しなくてはならない苦境を汲み取つて、合せて納期の問題も検討して貰いたいとのことでもあります。尚これに関連いたしまして附加して置きますが、税金の負担が重く、その上納税能力が潤滑しておるから、税金の分納について何らかの適当な措置を講じて貰いたいとのことでもあります。

次に現在の税務機構、税務事務の不備を補うために、公選による所得税調査委員、名称は税務協力委員でも税務委員でも結構ですから、この際外部からの協力を俟つといったやうな制度を設けることが必要である、尚これは労働組合や農民組合からの切実なる要望であります。民主団体と適当に協力して、これを是非とも活用して貰いたいとのことでもあります。次に國民の最低生活を脅かすことがき点を是非改正して貰いたい。これがためには少額所得者の税率を大幅に引上げる、尚基礎控除、扶養控除の大幅引上げなどが強く要望されております。又これに関連しまして、同居家族の総合所得を検討して貰いたい、これは昨日油井議員からお話がありました。したが、大口の所得者は別といたしまして、家族の全員が働かぬ家庭におきまぬやらないやうな貧乏な家庭におきまして、家族の一人々々の僅かな所得を掻き集めてまで合算して課税をするがごときは苛酷である。この点を十分に血もあり涙もある措置を検討して貰いたいとのことでもあります。尚個々の俸給生活者で、家庭で妻子が細々と農業をやるとか、営業をやつておるとかの場合の総合所得についても再検討を加えて貰いたいとのことでもあります。次に大口の所得、大口の脱税者を捕捉して貰いたいとのことです。これがためには最近國稅査察法が充足いたしまして、随分活動しておつたやうであります。この結果が、却つて比較的に良心的で眞面目な経営者が槍玉に挙げられまして、隅から隅まで塵一つ残さずといったやうな筆法で、嚴重な調査を受けて、その結果が、非常に破産するがごとき立場に迫込まれていく、従ひまして大口所得者に対しては依然として大した効果が挙つていないとのことでもあります。この点十二分に検討して貰いたいとのことでもあります。

次に國稅と地方稅との徴稅の問題であります。この問題も昨日天田、油井両議員から詳細に報告があつたやうであります。法人稅の場合におきましても、個人稅の場合におきましても、國稅と地方稅を合せると、税額と所得額とが殆んど同額となり、又は遙かに税額が所得額を上廻るといつたやうな変な事例がありますので、この点を大いに検討して貰いたいとのことでもあります。尚差押え物件を競賣するやうな際にも、差押えされた者の住所氏名を一々揭示することは止めて貰いたい。滞納して差押えをされたことが、隣り近所に対して身を切らるる思いであるのに、一々住所氏名を税務署の揭示板に公示されたのでは全く自暴自棄にならざるを得ない。この点も特別に検討して貰いたいとのことでもあります。尚正直な申告納税者に対する何らかの報奨制度を設けて貰いたいとのことでもあります。次に織物消費稅の撤廃、それから特價酒、焼酎の價格の引上げなどが要望されております。以上は納税者の声及び要望であります。次に直接稅務の第一線に携つております税務職員の間から申し上げますと、先ず第一に納税者は喜んで、進んで納税することができ、税務職員は愉快に健康で十二分に働くことが出来るやうな、民主的な稅務体制を一日も早く整えて貰いたいという希望であります。稅務の機構、制度、施設について根本的な分析、調査、検討を行つて、稅務行政を刷新改善改革して貰いたいとのことでもあります。こうした目的を集めるために、最近稅制審議會が充足しているやうであります。これはま

だまだでありまして、国会の権威者を網羅して特に税務職員の中から優秀な経験者を参加させて、その機能を十二分に發揮すべきであるとの要望が強く現われております。

次に税務の事務は現在非常に煩雑多忙を極めており、一つの仕事が無済のうちに次から次へと新しい仕事が増重されて来ると、人手が少い、熟練者が少い、徴税費が少い、すべての法律の中で税法ほど改廃の烈しいものはない、殆んど毎年、それどころか毎国会、改廃が論議されたり、又事実改廃が行われておる。こうしてこの新税法、改正税法を十二分に研究する暇のない程度に忙を極めておる、尚如何なる階級の人に対して等しく納税者である以上、相手の所得の内容、財産の内容を調査しなくてはならないのでありますから社会的にも経済的にもつとその地位が確保されなくちゃならない。こうした税務職員の職務の特異性を十分に認識して貰いたいとのことであります。

次に所得の金額を正確に捕捉できるように権威のある科学的な調査方針を立てて貰いたい。こうした目的を果すために大蔵省当局では、主税局並びに財務局に税務能率刷新調査会及び調査室を設けて努力しているようでありますが、これはまだ一歩でありまして、更に一段の努力と措置が要望されております。権威のある科学的な調査方針を立てるために特に要望されている資料をここに二、三挙げますと、先ず第一に税務職員の大増員を行うこと、それから税務職員の素質の向上、納税者カード作成、資料の蒐集、税法の簡易平明化、業況指数の作成、預金調書の作成、組織団体の使命を更に一段と

活用することなどに万全を期して貰いたいとのことであります。

更に銀行を調査する権限を賦与して貰いたいとのことであります。尚納税者はその大部分が帳簿もなく、又あつても不備であるとか、又は誤った記載をしていてとかで正確に自分自身の所得を算出できるものが殆んどなく、従いまして自分の所得額の決定に対して不服があつても、正当な理由が成り立たないといつたような次第でありますから、こうした面で納税者を指導導する方策を講ずべきであるといつたような要望があります。

次に設備の拡充であります。應舎の改善、交通通信の設備、自転車、トラック、自動車などの設置、その他吏員の増員が要求されております。御承知の通り税務署はどこに行つても應舎が非常に狭くてきかないのであります。が、殊に今回廻つたところの福岡縣の門司の税務署、更に熊本縣の八代税務署、更に鹿児島縣の加治木税務署等は非常にひどいのであります。こゝういつた点については即刻應舎の改善を講ずべきである、かように考えます。

尚最近頻りに差押えをやりますのでその差押え物件を運ぶためにトラックが是非とも必要であるというやうなわけで、トラックも設置して貰いたい、更に乗用の自動車も各署に一台くらいずつ設置して貰いたい。

尚次に税務職員の職務に応じた待遇といひまして徴税費の大幅引上を行へ、更に旅費の増額、超過勤務手当の増額、住宅費、交通費の支給、更に福利厚生といひまして、被服、靴、加配米等の現物支給の外、医療施設の完備などが要望されております。

次に待遇改善と四十八時間制の問題であります。これは両方とも現在全財務組並びに日財務組の二つの組合から強く要望されておりますが、先ず待遇改善について申し上げますと、平均三

号俸取消を即時撤回しろとのことであります。実は二十三年度の一月一日現在、職階制号俸切替えのときに、税務職員は特別職階であるにも拘わらず、一般職員と同程度が若くはそれ以下になつてしまつたが、去年の九月頃正確な資料、基準を掲げまして、その誤謬なることを指摘して、組合として大蔵大臣に訴へましたところ、丁度この頃給与局におきまして調査中であります。して、その調査の結果が、組合の要求なるものが正当であるとの事実を発見いたしました。財務職員全体に対して大体平均三号俸の引上げを行つたのであります。ところがその後間もなく職階制号俸切替えのときに、又その後におきまして、閣昇給が他官廳において相当なされたとの理由によつて、昭和二十三年の十二月一日、六千三百七十四ベースに切替へる際に閣昇給は一際取消すとの政府の指令によりまして言うところの閣昇給は皆んな取消になつたのであります。ところが税務職員は実際正確な資料、正確な基準に基づいて昇給したにも拘わらず、このとき九月の昇給そのものが、やはり一律に閣昇給であるという工合に見做されて取消されたのであります。この取消は、飽くまでも不法であるから、早急に撤回して貰いたいとの要望であります。

次に四十八時間制の問題であります。これは現在全官公廳職員が、反対しておりますが、特に財務職員として、この反対の理論的な根拠をここに掲げますと、御承知の通り非常に人手不足である、熟練者も不足してゐる、事務の煩雜、多忙、更に住宅難、交通難等で、仕事の分量が非常に過重である、好むと好まないに拘わらず、最盛期には殆んど一年中の大半は、日曜返上してまで夜勤を続けなくちゃならんといつたような現状で、特に最近では労働過重から職場には病人が続出してゐるといつたような悲惨な実情であります。尙つと以前から税務職員は早出晩退の理由があると言われてゐる程でありまして、今更今頃になつてわざ／＼四十八時間制を厳密に適用することゝなからうと思考されます。かかる見地から四十八時間制に対しても更に一段と検討を願つて止まないとのことであります。

以上簡単に納税者、並びに第一線で日夜苦闘を続けております税務職員の切実な声、眞摯な要望を報告したのであります。これを單なる報告として取扱わず、特に大蔵省におきましては、今後税法の立案更に機構、制度、施設などの一切の企画の中に、こうした一般の切実な声、要望を是非共織込んで頂きたい。特に私はこの点を強調して止まないのであります。

尙このたびの税制の調査は、議員が議事堂から外部に踊り出て、國民大衆の中に深く入り込んで行つて、直接生きた資料を集めて知識を磨き出すことができるという点から見まして、又他方、当局と納税者との摩擦を少くすることができたといつたような点から見まして、非常に有益であり、今後共かかる計画が実施されるべきとの希望を附加えまして、簡單であります。

が、報告を終ることにいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) この際委員長として一言申し上げたいと存じます。国会が自然休会の間を利用いたしまして、大蔵委員会から税務に関する一般調査のために、東北班、関西班及び九州班の三班に分れて御出張をお願いしたのであります。誠にその間に接して、各地方を廻り願つて、そうして有益なる御報告に接したことを衷心から感謝の意を表する次第であります。本日はこれを以て散会いたしたいと存じます。

午後三時十七分散会
出席者は左の通り

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 櫻内 辰郎君 |
| 理事 | 波多野 鼎君 |
| | 黒田 英雄君 |
| | 伊藤 保平君 |
| | 九鬼紋十郎君 |
| | 玉屋 喜章君 |
| 委員 | 木内 四郎君 |
| | 油井賢太郎君 |
| | 小林米三郎君 |
| | 小宮山常吉君 |
| | 高橋龍太郎君 |
| | 中西 功君 |
| | 川上 嘉君 |
| | 米倉 龍也君 |

- | | |
|----------------|--------|
| 政府委員 | 田口政五郎君 |
| 大蔵政務次官 | 原田 富一君 |
| 專賣局長官 | 富一君 |
| 説明員 | 神代 護忠君 |
| 大蔵事務官管理局閉鎖機関課長 | |
- 三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本專賣公社法の一部を改正する法律案

日本專賣公社法の一部を改正する法律案

日本專賣公社法の一部を改正する法律

日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中「三月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。